

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	職員課	整理番号	2-3
処分の種類	長野県退職年金及び退職一時金に関する条例に基づく遺族年金受給権の消滅			
根拠法令条例等・条項	長野県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和32年条例第30号)第57条第2項			
処分の概要	<p>遺族年金で、婚姻により権利が消滅するものについては、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合、その遺族の遺族年金受給権を消滅させることができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>長野県退職年金及び退職一時金に関する条例第57条第2項に規定する「事実上婚姻関係と同様の事情に入ったと認められる遺族」とは、いわゆる内縁関係にある者をいう。 内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要する。</p> <p>(1) 当事者間に、夫婦としての共同生活を維持継続する意思の合致があること。 (2) 夫婦としての共同生活が長期間安定して継続していること。</p>			
基準の制定根拠	「恩給法に基づく扶助料受給権の消滅」に準ずる			